

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例【産業経済局総務政策部渡船事業所】 4

### ◇ 規 則

- 北九州市渡船事業条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局総務政策部渡船事業所】 5
- 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】 8
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建設局道路部道路維持課】 9

### ◇ 告 示

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 10
- 徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】 11
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 12

### ◇ 公 告

- 道路の指定の取消し【建築都市局指導部建築審査】 17

### ◇ 教育委員会

- 北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部企画調整課】 18

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例

1 小倉渡船使用料を次のとおり改定することにした。

(1) 普通運賃

種別	区間	大人	小児
普通券	小倉～藍島	600円	300円
	小倉～馬島	420円	210円
	馬島～藍島	180円	90円

(2) 往復運賃（馬島又は藍島から乗船する場合）

区間	大人	小児
藍島～小倉	840円	420円
馬島～小倉	590円	300円
馬島～藍島	260円	130円

(3) 定期券運賃

種別	区間	1月
通勤定期	小倉～藍島	7,920円
	小倉～馬島	5,550円
通学定期	小倉～藍島	5,040円
	小倉～馬島	3,530円

(4) 貨物運賃

重量	区間	金額
30キログラム以下	小倉～藍島	70円
60キログラム以下	小倉～藍島	130円
	小倉～馬島	90円
	馬島～藍島	90円
60キログラムを超えるもの	小倉～藍島	30キログラムまでを増すごとに70円を増す

2 小倉渡船使用料に特別企画運賃を新設することにした。

この条例は、平成31年4月1日から施行することにした。

#### ◇北九州市渡船事業条例施行規則の一部を改正する規則

小倉渡船使用料の特別企画運賃の額を次のとおり定めることにしました。

種別	区間	金額
往復乗船券（大人）2枚 及び往復乗船券（小児） 2枚のつづり	小倉～藍島	3,000円
	小倉～馬島	2,000円
往復乗船券（大人）2枚 のつづり	小倉～藍島	2,000円
	小倉～馬島	1,400円

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

#### ◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立藍島診療所の休診日のうち金曜日を水曜日に変更することにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市渡船事業条例の一部を改正する条例

北九州市渡船事業条例（昭和39年北九州市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「400円」を「600円」に、「200円」を「300円」に、「280円」を「420円」に、「140円」を「210円」に、「120円」を「180円」に、「60円」を「90円」に改め、別表第2第2項第2号の表中「560円」を「840円」に、「280円」を「420円」に、「400円」を「590円」に、「200円」を「300円」に、「170円」を「260円」に、「90円」を「130円」に改め、別表第2第3項第1号の表中「7,200円」を「7,920円」に、「5,040円」を「5,550円」に、「4,800円」を「5,040円」に、「3,360円」を「3,530円」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 特別企画運賃

前項第1号に規定する場合の往復運賃の3割以内の額を割引した額の範囲内において規則で定める額とする。

別表第2第6項の表中「60円」を「70円」に、「120円」を「130円」に、「80円」を「90円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の北九州市渡船事業条例の規定に基づき発行された小倉渡船の往復券、定期券及び回数券は、往復券及び定期券にあってはその残余通用期間に限り、回数券にあっては同日から6月間に限り、改正後の北九州市渡船事業条例の規定に基づき発行されたものとみなす。

北九州市渡船事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 北九州市規則第11号

北九州市渡船事業条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市渡船事業条例施行規則（昭和39年北九州市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「別表の左欄にかかげるとおりとし、その様式は、同表の右欄にかかげる様式」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 普通券
- (2) 往復乗船券
- (3) 通勤定期券
- (4) 通学定期券
- (5) 自転車定期券
- (6) 自転車定期券（通学）
- (7) 通勤自転車定期券
- (8) 通学自転車定期券
- (9) 回数券
- (10) 特別企画乗船券
- (11) 特別乗船定期券

第2条第1項中「通勤定期券は」を「通勤定期券又は通勤自転車定期券は」に、「（第8号様式）」を「又は通勤自転車定期券購入申込書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「通学定期券は」を「通学定期券又は通学自転車定期券は」に、「（第9号様式）」を「又は通学自転車定期券購入申込書」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「前3項」を「前各項」に、「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同項第1号中「通勤定期券」の次に「及び通勤自転車定期券」を加え、同項第2号中「通学定期券」の次に「、自転車定期券（通学）及び通学自転車定期券」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「（第10号様式）」を削り、同項第2号中「第17条」を「第12条の4」に改め、同項第3号中「第15条の2第1項第2号」を「第11条第1項第2号ハ若しくは第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第1項第2号ハ若しくは第12条第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 自転車定期券（通学）は、前項の規定により通学定期券の発行を受けた者

並びに次項の規定により特別乗船定期券の発行を受けた小学生及び中学生が自転車定期券（通学）購入申込書を提出したときに発行する。

第9条中「（第11号様式）」を削り、同条を第10条とする。

第8条中「および」を「及び」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「通用開始の日」を「通用開始日」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「定期乗船券」を「定期券」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「使用開始の日および」を「定期券の通用開始日及び」に、「定期乗船券」を「定期券」に改め、同条第2項中「定期乗船券」を「定期券」に改め、同条第3項中「定期乗船券」を「定期券」に、「または学校」を「又は学校」に、「第2条」を「第2条第1項及び第2項」に、「通勤または通学」を「定期券」に、「かえる」を「代える」に改め、同条第4項中「年齢」を「年齢」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「往復券および」を「往復乗船券、特別企画乗船券及び」に改め、同条第3号中「通用期間の始めの日」を「通用開始日」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（特別企画運賃）

第4条 北九州市渡船事業条例（昭和39年北九州市条例第31号。以下「条例」という。）別表第2第3項第4号に規定する規則で定める特別企画運賃の額は、別表のとおりとする。

本則に次の1条を加える。

（乗船券等の様式）

第11条 この規則に定める乗船券、定期券、申込書等の様式は、別に産業経済局長が定める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

種別	区間	金額
往復乗船券（大人）2枚及び往復乗船券（小児）2枚のつづり	小倉～藍島	3,000円
	小倉～馬島	2,000円
往復乗船券（大人）2枚のつづり	小倉～藍島	2,000円
	小倉～馬島	1,400円

注 金額には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

第 1 号様式から第 1 1 号様式までを削る。

付 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第12号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表の休業日の欄中「木曜日、金曜日及び」を「水曜日、木曜日及び」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第13号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第59号）中別表第6の改正規定（

「八幡東区西本町三丁目5番及び6番」を

「八幡東区西本町三丁目5番」に

改める部分に限る。）の施行期日は、平成31年4月1日とする。

北九州市告示第90号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、北九州市戸畑区、若松区、八幡東区及び八幡西区における特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
平成31年5月7日から平成32年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	戸畑区内の特定計量器の所在の場所
平成31年5月27日から平成32年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	若松区内の特定計量器の所在の場所
平成31年6月24日から平成32年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	八幡東区の特定計量器の所在の場所
平成31年7月16日から平成32年3月31日まで	10時～12時 13時～16時	八幡西区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成31年12月30日から平成32年1月3日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市告示第 9 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 2 2 号	平成 3 1 年 3 月 2 4 日から同月 3 1 日まで

北九州市告示第 9 2 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 3 1 年 5 月 1 日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 1 年 2 月 1 5 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 1 年 2 月 1 5 日	西海岸自転車保管所
門司区自転車放置禁止区	1 台	平成 3 1 年	

域外		2月14日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	8台	平成31年 2月14日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	11台	平成31年 2月19日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成31年 2月22日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成31年 2月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番
小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	平成31年 2月1日	下城野自転車保管所
	2台	平成31年 2月4日	
	1台	平成31年 2月5日	
	3台	平成31年 2月6日	
	1台	平成31年 2月8日	
	2台	平成31年 2月12日	
	1台	平成31年 2月13日	
	2台	平成31年 2月14日	
	2台	平成31年 2月15日	
	1台	平成31年 2月20日	
	2台	平成31年 2月27日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成31年 2月8日	北九州市小倉南区八重洲町16番

	1 台	平成 3 1 年 2 月 1 2 日	八重洲自転車保管所
	1 台	平成 3 1 年 2 月 1 8 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	平成 3 1 年 2 月 7 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	9 台	平成 3 1 年 2 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	9 9 台	平成 3 1 年 2 月 4 日	
	1 台	平成 3 1 年 2 月 7 日	
	5 台	平成 3 1 年 2 月 8 日	
	8 台	平成 3 1 年 2 月 1 2 日	
	8 台	平成 3 1 年 2 月 1 4 日	
	5 台	平成 3 1 年 2 月 1 5 日	
	1 1 台	平成 3 1 年 2 月 1 9 日	
	5 台	平成 3 1 年 2 月 2 0 日	
	1 4 台	平成 3 1 年 2 月 2 2 日	
	7 台	平成 3 1 年 2 月 2 5 日	
	2 台	平成 3 1 年 2 月 2 6 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	平成 3 1 年 2 月 1 2 日	北九州市若松区響南町 8 番
	1 台	平成 3 1 年	小石自転車保管所

		2月25日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成31年 2月12日	北九州市八幡西区築地町10番
八幡東区自転車放置禁止区域外	4台	平成31年 2月4日	築地自転車保管所
	2台	平成31年 2月21日	
	3台	平成31年 2月28日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成31年 2月21日	北九州市八幡西区長崎町2番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	12台	平成31年 2月13日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成31年 2月5日	北九州市八幡西区築地町10番
八幡西区自転車放置禁止区域外	5台	平成31年 2月4日	築地自転車保管所
	15台	平成31年 2月8日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	8台	平成31年 2月18日	北九州市戸畑区三六町13番
	1台	平成31年 2月25日	三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成31年 2月8日	
	1台	平成31年 2月14日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	平成31年 2月1日	
	2台	平成31年 2月5日	
	2台	平成31年	

	2月8日
1台	平成31年 2月12日
1台	平成31年 2月25日

北九州市公告第168号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を取り消したので、次のとおり公告する。

平成31年3月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定の取消に係る道路の指定年月日及び指定番号

平成17年10月14日 第10号

2 指定の取消に係る道路の路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
空港北町 4号線	新北九州 空港関連 用地整備 事業	6.0	130	北九州市小 倉南区空港 北町2番	北九州市小 倉南区空港 北町2番

3 指定の取消年月日

平成31年3月22日

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第1号

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則

北九州市立高等学校学則（昭和39年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「160人」を「120人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条第2号の規定は、平成32年度の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。